

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和4年11月16日(水) 京都大学本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 金尾 伊織 (国立大学法人京都工芸繊維大学 教授) 委員 福井 智士(公認会計士) 委員 志部 淳之介(弁護士)	
審議対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	2件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	2件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、施設部長の挨拶、委員会の概要説明</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 (※印は前回の意見等)</p> <p>※設計業務の総合評価落札方式の導入について。</p> <p>※低入札案件が多いため、対応策を検討する。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <p>【京都大学側より、令和3年4月から令和4年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <p>・特になし。</p> <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <p>・特になし</p> <p>【抽出案件の審議】</p> <p>建設工事：随意契約方式 ○京都大学（熊取）臨界集合体実験棟エレベーター改修工事</p> <p>・随意契約締結理由書の「既存設備との取り合い等により他の企業では実施できない」の部分を詳しく教えてほしい。随意契約締結理由書には今後もう少し詳しく記載してほしい。</p>	<p>・今年度6月より新たに設計業務の総合評価落札方式の導入を開始した。</p> <p>・文部科学省や他大学への情報収集、低入札の業者へのヒアリングを行ったが、現時点で根本的な対策を取ることは厳しく、また直近の状況としては大幅な物価上昇が起こっており、不調となる案件が増加しているという面もあり、しばらくは動向を注視することとしたい。</p> <p>・ガイドレールは既存のものを利用しているので、他の業者では改修工事に対応できないということである。今後詳しく記載する点については承知した。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>・ 予定価格の算出時に複数の見積を取っているのか。また、一者のみで見積の場合、見積の額をそのまま予定価格に反映しているのか。</p> <p>・ 具体的にはどのように反映しているのか。</p> <p>・ 物価高騰の状況はどう反映されているのか？他メーカーからの見積徴取等、今の状況を可能なかぎり把握してはどうか。</p>	<p>・ 今回は部分改修（準撤去改修）のため、一者のみである。見積の額については市場価格調査を行い、予定価格に反映している。</p> <p>・ 毎年、近畿地区の各大学等の工事実績を集計し、その結果を予定価格に反映している。</p> <p>・ 物価高騰については見積り価格に反映されると考える。今回のような随意契約の場合、他メーカーからの見積徴取は難しいと考えるが、必要に応じてメーカーへのヒアリングや、国土交通省が取りまとめているエレベーター設備工事の価格等情報データベースを参考に適正な価格かどうか判断していく。</p>
<p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事） ○京都大学（南部）がん免疫総合研究センター新営その他工事</p> <p>・ 入札者6者のうち5者が予定価格を上回る入札をしており、金額の差も大きい。予定価格と入札価格に乖離が生じた理由は何か。談合の疑いはなかったか。</p> <p>・ 入札前に1者が辞退しているが、辞退理由は何か。</p> <p>・ 談合の疑いがあると判断するにあたっての基準はあるのか。</p>	<p>・ 今回は地下1階のある建物で、約10mの深さまで掘削する工事であるため、技術力を要する仮設が必要であり、各業者によって工法が全く異なるため、価格の差が生じることがある。また、直近に土壌汚染対策法が改正されたこともあり、その対応として多めに見積もった業者が多かったのではないかと想定される。入札については、電子入札システムで行っており、各業者は他にどの業者が参加しているか知りえないこともあり、談合の疑いはなかったと考える。</p> <p>・ 業者からは設定された工期どおりに施工することが難しいという回答であった。</p> <p>・ 工事費内訳書を見て、見積書の細目が似通っていないかなどの観点から判断している。チェックリストがあるので、それを用いて各案件ともチェックをしている。</p>
<p>○京都大学（熊取）第二研究棟新営その他工事</p> <p>・ 入札前に3者が辞退した理由は何か。</p>	<p>・ 3者からはそれぞれ以下のとおりの回答であった。</p> <p>① 予定工期に技術者を配置することが困難になったため。</p> <p>② 配置予定技術者が別の工事の担当となり、本工事に配置できなくなったため。</p> <p>③ 見積金額に折り合いがつかなくなったため。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>・入札回数は何回まで認めているのか。</p> <p>・これだけ多くの業者が辞退しているということは予定価格の設定が実情に合っていないのではないか。業者は今現在の市場価格を反映させて入札額を決めるので、大学の積算とは差異があるのではないか。</p> <p>・人件費も材料費もこれまでとは違うレベルで高騰している中で、予定価格の設定に関しては大学側にどこまで裁量があるのか。</p>	<p>・原則として2回を限度としているが、状況に応じて3回以上行うこともある。今回の場合、2回目を終えた段階で2者残っていたため、依然、競争性があるということで3回目を行った。3回目ではさらにもう1者辞退したが、残った業者の入札価格が予定価格にかなり近い額であったため、4回目に進むこととし、結果的には4回目での落札となった。</p> <p>・大学側でも入札直前に資材の価格などを調査して予定価格に反映させている。多くの業者が辞退しているが、落札意欲と価格分析の差にもよると考えられる。</p> <p>・本学で独自に予定価格の作成基準を作ることは可能ではあるが、現在は国の基準である公共工事の積算基準に基づいて作成している。見積の査定率については、近畿地区の国立大学等で実績に基づき毎年度検討の上、取り決めている。なお、最初の入札が不調となり再公告を行うことになった場合は、不調の原因を精査して再入札時の予定価格に反映させている。</p>
<p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く） ○京都大学（小倉北）共同利用者宿泊施設外部建具改修工事</p> <p>・低入札価格調査の結果、業者の所在地が工事現場から近距離であって、人材・資材の確保が有利に進められたとのことだが、今後、そのような事情を予定価格へ反映させることはできるのか。</p> <p>・業者の入札額と予定価格に差異があったことについてどのように分析しているか。</p> <p>○京都大学（南部）キャンパス環境整備（屋外排水管等）工事</p>	<p>・業者の所在地が近距離であるなどの事情は共通費に係る話であって、業者の企業努力に依るものである。それを見越して予定価格に反映させることはできない。</p> <p>・本工事は価格の大部分が建具改修の金額で構成されており、建具改修の単価は、建具業者から取得した見積額に基づいて求めることから、物価資料等から求める単価に比べて、価格に乖離が生じやすいと考えられる。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>・入札者が1者しかいなかったのはどういった原因が考えられるか。</p> <p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式 ○京都大学（熊取）総合研究棟（原子力科学系）新営その他（建築）設計業務</p> <p>・見積回数は4回だが、何回まで見積徴取を行うこととしていたのか。</p> <p>・今回は2者の技術提案書の評価点には大きな差があるが、例えば僅差であった場合には、次点の業者からも見積を徴取しても良いのではないかと思うがいかがか。</p> <p>総括</p> <p>・今回の審議対象案件については特段の問題はなく適切に処理されていた。</p> <p>その他</p> <p>【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、令和5年4月からの委員について、各委員に引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>終了</p>	<p>・参加しなかった業者にヒアリングを行ったところ、競争参加資格の条件に問題はなかったが、既に別の工事を受注しており、技術者の確保が困難であったとのことであった。年度末は工事が集中する傾向があり、その影響を受けたものと考えられる。</p> <p>・プロポーザル方式で技術提案書を特定した業者であるので、見積徴取の実施にあたっては、見積回数を何回までということではなく、見積金額と予定価格との開きを勘案しながら見積徴取を進めた。その結果、本件は4回となった。</p> <p>・今回はプロポーザル方式であり、技術提案書を特定した業者が辞退していない状況で、他の業者から見積徴取することはできない。技術提案と見積金額を併せて評価するのは総合評価落札方式であり、今年6月からはそのような方式も可能となっている。</p>